

令和6年度事業計画書（案）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

公1、奨学金給与事業

定款、第4条第2号及び第3号に掲げる事業は次の計画により行う。

（1）奨学金の種類及び金額

・高校生等

1、一般奨学金	奨学生1名月額	30,000円
2、特別奨学金	入学時	50,000円（一時金）
	修学旅行時	50,000円（一時金）

・大学生等

1、一般奨学金	奨学生1名月額	35,000円
2、特別奨学金	入学時（2年制大学）	100,000円（一時金）
	（4年制大学）	200,000円（一時金）
	（専門学校）	100,000円（一時金）

（2）令和6年度奨学生について

令和5年度奨学生に対して、令和5年12月に令和6年度も当制度を利用するかどうかの調査を行いました。「利用する」と回答があった方々に対して、4月に令和6年度奨学生募集案内を発送し、応募者を令和6年度最初の理事会にて審査し、評議員会にて奨学生として採用を決定する。

（3）収支の見込み

令和6年度収支予算案のとおり。

（参考）

公益財団法人釧根地区交通育英会定款（抜粋）

第4条第2号

高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（3年生まで。）及び専修学校（高等課程に限る。）に在学する交通遺児で、経済的な理由により修学が困難な者で応募のあった者に対し、奨学金を給与すること。

第3号

この法人の奨学生であった者が、大学等に進学し、経済的な理由により修学が困難な者で応募のあった者に対し、奨学金を給与すること。

公2、修学支援金給与事業

定款、第4条第1号に掲げる事業は次の計画により行う。

(1) 修学支援金の種類及び金額

・小学生

1、一般修学支援金	1名月額	20,000円
2、特別修学支援金	入学時	20,000円(一時金)
	修学旅行時	20,000円(一時金)

・中学生

1、一般修学支援金	1名月額	20,000円
2、特別修学支援金	入学時	30,000円(一時金)
	修学旅行時	30,000円(一時金)

(2) 令和6年度修学支援生について

令和5年度修学支援生に対して、令和5年12月に令和6年度も当制度を利用するかどうかの調査を行いました。「利用する」と回答があった方々に対して、4月に令和6年度修学支援生募集案内を発送し、応募者を令和6年度最初の理事会にて審査し、評議員会にて修学支援生として採用を決定する。

(3) 収支の見込み

令和6年度収支予算案のとおり

(参考)

公益財団法人釧根地区交通育英会定款(抜粋)

第4条第1号

小学校及び中学校に在学する交通遺児で、経済的な理由により修学が困難な者で応募のあった者に対し、修学支援金を給与すること。

公 3、交通安全事故防止事業

定款、第 4 条第 4 号及び第 5 号に掲げる事業は次の計画により行う。

- 1、交通安全及び交通事故防止に関する各種行事及び街頭啓発等に積極的に参加し、思想啓蒙及び普及に努める。
- 2、令和 6 年度の釧路・根室管内のすべての新入学小学一年生に、交通安全及び交通事故防止に関する思想啓蒙及び普及に役立つ資材又を提供する。

具体的な内容

令和 6 年 4 月に釧路及び根室管内のすべての新入学小学一年生に対し交通安全マークと夜光反射材の入った学童レッスンバッグを贈呈する。

・釧路教育局管内	1, 3 1 4 名	1, 4 0 4 個
・根室教育局管内	4 8 1 名	5 3 6 個
合 計	1, 7 9 5 名	1, 9 4 0 個

3、収支の見込み

令和 6 年度収支予算案のとおり

(参考)

公益財団法人釧路根地区交通育英会定款(抜粋)

第 4 条第 4 号

交通安全事故防止に関する事業の支援及び参画。

第 5 号

交通安全教育に対する資材の提供及び資料の作成。